

火山災害対策編

第1節 火山災害に強い安全安心なまちづくり

第1 基本方針

諏訪市は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。

県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、諏訪市に近いのは八ヶ岳連峰の横岳である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 計画の内容

市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から市の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強い安全安心なまちづくりが必要となっている。

1 火山災害に強いまちの形成

- (1) 必要に応じ、警戒避難対策の推進、住民や登山者等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。
- (2) 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

3 ライフライン施設等の機能の確保

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

4 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

5 災害応急対策等への備え

災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。

他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 計画の内容

1 住民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

- (1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の伝達経路については、別紙1のとおりであるが、市は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、登山者及び山小屋駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者（以下「火山関係者」という）への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。
- (2) 別紙1（1）の伝達経路により、噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けたときは、必要により住民等に対する広報活動を行うものとする。

2 避難誘導体制の整備

市は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ防災対応や避難計画を作成しておく。

（避難誘導体制については風水害対策編第2章第11節「避難収容活動計画」に準用する。）

(1) 噴火警報・予報

噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

噴火警報及び噴火予報の発表基準等（ハヶ岳連峰 横岳）

予報及び警報の名称	略称	発表基準	警戒事項等
噴火警報 （居住地域）又は 噴火警報（山麓）	噴火警報	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	居住地域厳重警戒
噴火警報 （火口周辺） 又は火山周辺警報	火口周辺 警報	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	入山危険
		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	活火山であることに留意

(2) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に発表する。

(3) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、又は必要に応じ作成し発表する。

火山活動解説資料の伝達系統図は、別紙１（２）のとおり。

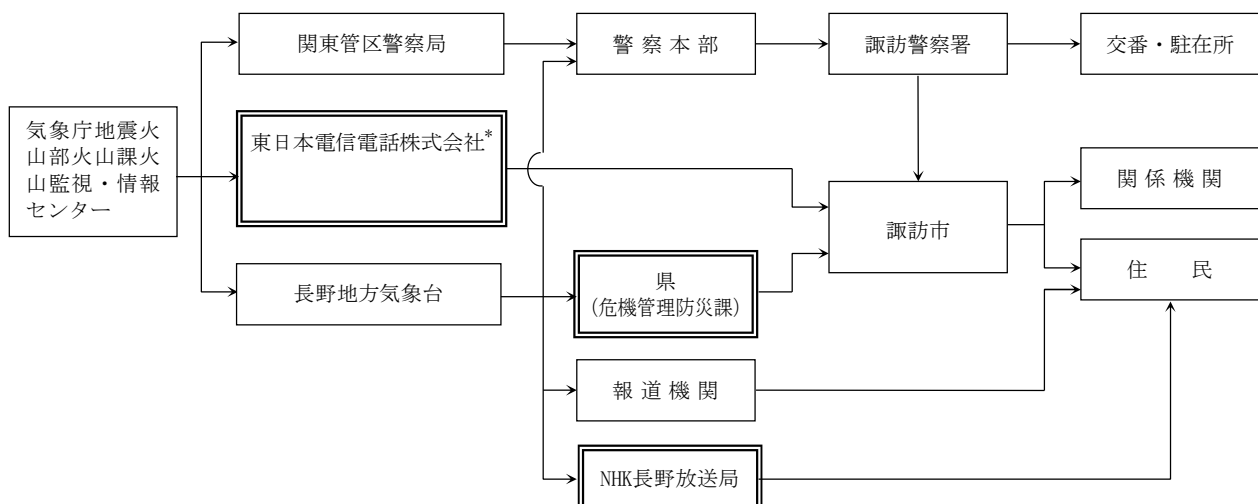
3 異常現象の通報

住民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。市長等は、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

異常現象の通報系統図は、別紙２のとおり。

別紙１ 噴火警報・予報等の通報伝達系統

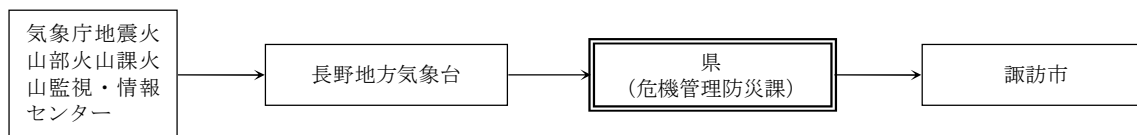
(1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の伝達系統図



注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定通知機関。

* 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

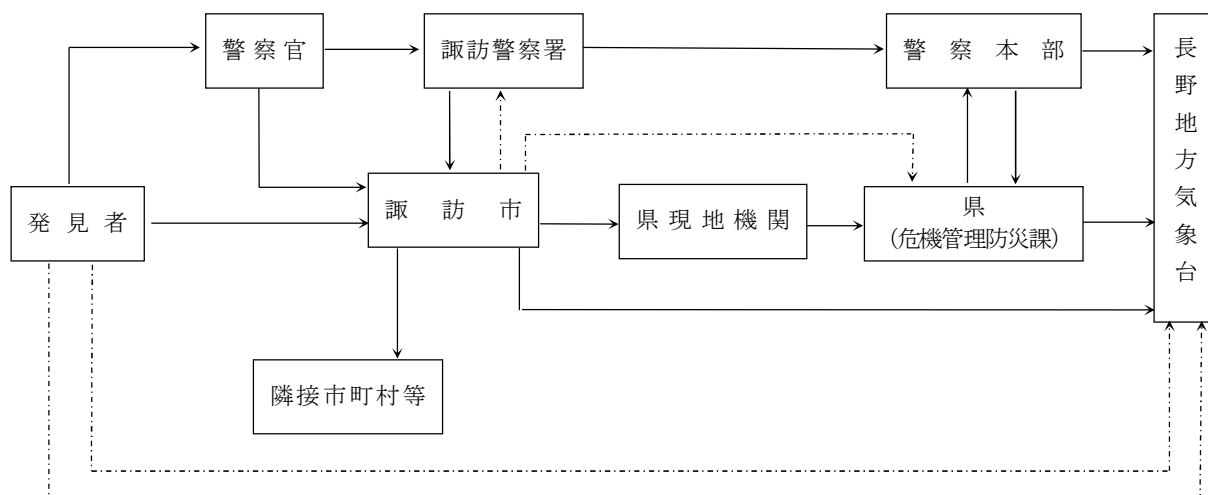
(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



(注1) 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

(注2) 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

別紙2 異常現象の通報系統図



(- - - - - は副系統を示す)

第3節 災害応急対策

第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、住民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は、風水害編第3章「災害応急対策計画」に準用する。

災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第4節 災害復旧計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 活動の内容

風水害編第4章「災害復旧計画」に準用する。

雪 害 対 策 編

第 1 節 災害予防計画

第 1 基本方針

冬季の気象は、太平洋側と日本海側で気象状況が大きく異なるが、本市は太平洋側の気象区分に属し、積雪量は比較的少ない。しかし、日本の南岸を低気圧が通過する場合、標高が高い本市は大雪となる場合があり、平成13年1月には豪雪を経験している。

雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県道及び市道等の交通確保及び鉄道等の輸送、農業施設等への雪害予防等に万全を期するため、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを行うものとする。

第 2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 5 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 6 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 7 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進について周知を図る。
- 8 豪雪時における児童生徒の安全確保を図る。
- 9 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 10 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

第 3 計画の内容

1 雪害に強いまちづくり

【市が実施する計画】

雪害に強い市土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進するものとする。

2 道路交通の確保計画

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、市は除雪機械及び人員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。

県、市及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

【県、市及び関係機関が実施する計画】

- (1) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、市及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。
- (2) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

【市が実施する計画】

- (1) 市は除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るものとする。
- (2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。
- (3) 市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

【関係機関が実施する計画】

- (3) 一般国道(指定区間)について、国土交通省の計画により除雪を行うものとする。(地方整備局)
 なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。
- (4) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。(地方整備局)
- (5) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。(諏訪建設事務所)
- (6) 高速道路の交通を確保するため、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努める。(中日本高速道路(株))
- (7) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。(路線バス会社等)
- (8) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

【住民が実施する計画】

住民は、厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない

等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 鉄道運行確保計画

【東日本旅客鉄道株】

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

- (1) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
- (2) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備
- (3) 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備
- (4) 降雪により転倒、落下等のおそれのある支障木の伐採

4 電力の確保

【中部電力株】

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため、必要な施設の強化を行う。

5 ガス施設の安全の確保

【関係機関が実施する計画】

雪害等におけるガス供給設備の破損を防ぐため措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

6 通信の確保

【市が実施する計画】

雪害時における通信の確保を図るため、移動用携帯無線機による通信確保を行う。

7 建築物対策

【市が実施する計画】

市は、建築物の安全対策の推進について周知及び指導を行う。

8 児童生徒の安全の確保

【学校等施設管理者が実施する計画】

学校長、保育園長等は、緊急時に消防車、救急車などが、校内まで進入できるような通路の確保を行う。また、PTA、保護者会等と連携し通学路等の除雪に対しても確保を行う。

9 文化財の保護

【市が実施する計画】

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその事情を把握するよう努めるものとする。

10 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

【市が実施する計画】

雪害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整

備を行う。

- (1) 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- (2) 緊急輸送確保のため、除排雪等の体制を強化する。

11 観測・予測体制の充実

【市が実施する計画】

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関する迅速かつ正確な情報提供ができるよう体制を整える。

12 雪害に関する知識の普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識の普及・啓発が必要である。

【市が実施する計画】

落雪による事故防止等降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図る。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

雪害の発生あるいは発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達、適切な除雪の実施等、災害を防止するための活動を実施する。

本節では、雪害が発生した場合、または発生する恐れがある場合の対応について、他の災害と共通する部分はこのぞき、雪害に特有のものについて定めるものとする

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 除雪等の実施
- 3 住民の避難誘導
- 4 住民の安全対策、福祉対策の実施
- 5 農業施設等の雪害対策の実施
- 6 文化財への積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施

第3 活動の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動及び活動体制

【市が実施する計画】

長野地方気象台から気象警報・注意報等が発表された場合、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、風水害対策編第3章第1節「災害直前活動」、第2節「災害情報の収集・連絡活動」、第3節「非常参集職員の活動」に準じて実

施する。

警報

種 類	発 表 基 準		
風 雪	平均風速17m/S以上 雪を伴う		
大 雪	一次細分	二次細分	12時間降雪の深さ
	中部	諏訪地域	20cm以上

注意報

種 類	発 表 基 準		
風 雪	平均風速13m/S以上 雪を伴う		
大 雪	一次細分	二次細分	12時間降雪の深さ
	中部	諏訪地域	10cm以上
着氷・着雪	著しい、着雪が予想されるとき。		
融 雪	1 積雪地域の平均気温が10℃以上 2 積雪地域の平均気温が6℃以上で、日降水量20mm以上		

2 除雪等の実施

(1) 市道の除雪

【市が実施する計画】

救助・救急・医療活動及び住民の避難を迅速に行うため、また、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行える必要な措置をとる。

その場合、緊急輸送道路及び避難路の確保を優先した応急復旧や代替路の設定を実施するとともに、道路の規制等が行われる場合、道路利用者に対し、迅速な情報提供を行う。

【住民が実施する計画】

市で除雪できない市道等の生活道路や自宅周辺については、自力除雪に努める。また、除雪車両の妨げとならないよう、路上駐車を行わないよう配慮する。

(2) 防火施設の除雪等

【市が実施する計画】

ア 消防団、消防署、住民の協力を得ながら消火栓や防火水槽等周辺の除雪を実施する。

イ 消防団、消防署と連携し、火災予防について注意喚起を行う。

(3) 生活関連施設等の除雪

【市が実施する計画】

ア 道路状況により、ごみ収集所の変更やし尿収集が困難な場合は、区長と連絡調整し、関係住民への周知を行う。

イ 雪による水路の溢水を防止するため、区・水利組合と連絡調整しながら通水確保と水量調整を行う。また、防災行政無線等により、水路へ除雪した雪を流さないよう要請する。

エ 自宅周辺の排雪ができるように、雪捨て場を確保し、住民に周知するとともに、取り付け道路について、運搬車両の支障がでないよう除雪を実施する。

オ 落雪等による雪害防止のため、市有施設の雪下ろしや危険区域への立ち入り制限を実施するとともに、雪の重みによる施設の倒壊等の危険性がある場合は施設の使用禁止措置や避難措置を行う。

【住民が実施する計画】

水路への排雪は避け、必要に応じ、雪捨て場へ運搬を行う。

(4) 広報の実施

【市が実施する計画】

防災行政無線等を活用し、除雪等の協力の要請や雪害予防等について呼びかける。

ア 除雪協力（生活道路、歩道、通学路、消火栓周辺等）

イ 水路や道路への排雪の禁止

ウ 落雪事故の防止

エ 農業施設等への対応

オ 雪害等の通報

3 住民の避難誘導等

【市が実施する計画】

(1) 住民の避難が必要とされる場合は、避難指示を行う。また要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。

(2) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

4 住民の安全対策、福祉対策

【市が実施する計画】

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全の確保のため市職員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広域的な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

【住民が実施する計画】

災害時支え合いマップ等の活用や民生児童福祉委員との連携により除雪等の支援を行う。

5 農林業施設等の雪害対策

農業用ハウス等をはじめとする農業用施設等への雪害を防ぐため関係機関や農業者等の協力により必要な対応を行う。

【市等が実施する計画】

- (1) 農業用ハウス等の雪の重みによる倒壊・損壊等を防止するため、降雪状況により、諏訪農業改良普及センター、信州諏訪農業協同組合等と連携をとり、防災行政無線等の活用により、雪下ろしや融雪等対応方法の周知に努める。
- (2) 倒伏樹木による２次災害を防止するため、山林所有者等と連携をとり、情報収集に努めるとともに、電線や通信用ケーブルへの影響が認められた場合は、直ちに関係機関へ連絡し、必要な対応をとるものとする。

【住民が実施する計画】

降雪状況に応じた、除雪対策を実施するとともに、樹木の雪折れ等により電線等に影響がでるおそれがある場合は市役所及び電力会社等に直ちに連絡する。

6 文化財の保護

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における指定文化財の中で、雪害のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

【所有者等が実施する計画】

積雪量が一定量を超え、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

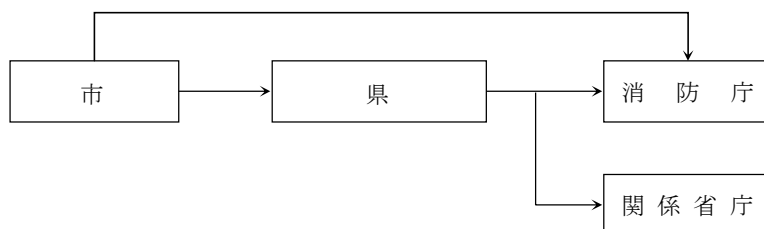
7 滞留車両への支援

市及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

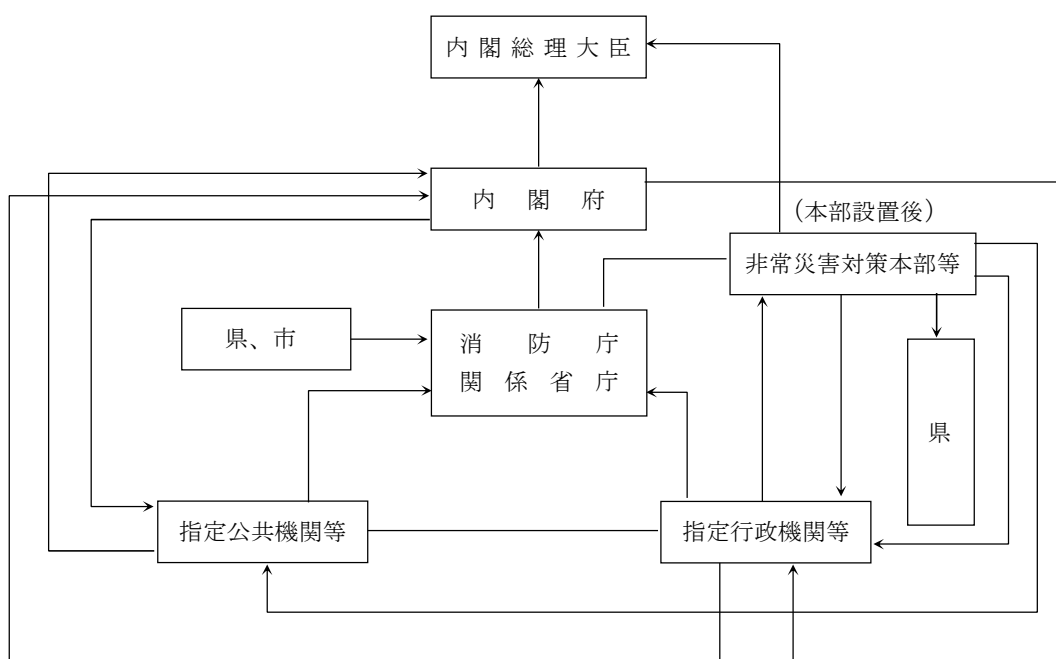
雪害における連絡体制

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

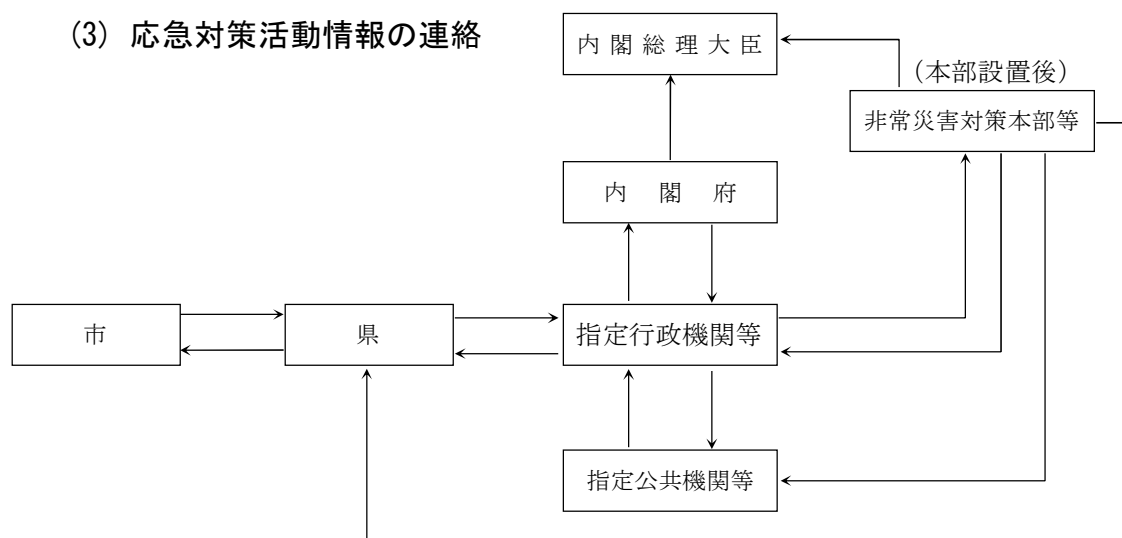
(通信途絶時等)



(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



航空災害対策編

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故の発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 非常参集体制の整備及び関係機関との連絡体制を予め整備する。
- 3 救急救助用の資機材の整備に努める。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 非常参集体制の整備及び関係機関との連絡体制

非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制を予め整備しておく。

- (1) 職員の非常参集体制は、風水害編第2章第4節「活動体制計画」に定めるとおり整備しておく。
- (2) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、風水害編第2章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、救助活動の支援体制の整備を行う。

3 救急救助用の資機材の整備

各種活動を迅速、的確に実施するため、風水害編第2章第6節「救助・救急・医療計画」に定めるとおり、応急措置の必要な救急救助用資機材の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

第2 主な活動

- 1 市は、事故発生の情報及び被害状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。
- 2 職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。
- 3 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

1 情報の収集及び報告

【市が実施する計画】

(1) 情報の収集及び報告

市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を集め、把握できた範囲から直ちに諏訪地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の報告

市は、応急対策の実施状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

発災を覚知した場合は、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」において定めるところにより、速やかに関係職員を参集するとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

市は、災害の規模により、市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

3 搜索、救助・救急及び消火活動

【市が実施する計画】

(1) 関係機関による多様な手段を活用した搜索活動の実施

県からの航空機の遭難情報を得た場合、速やかに消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県に伝える。

(2) 消火、救助活動の実施

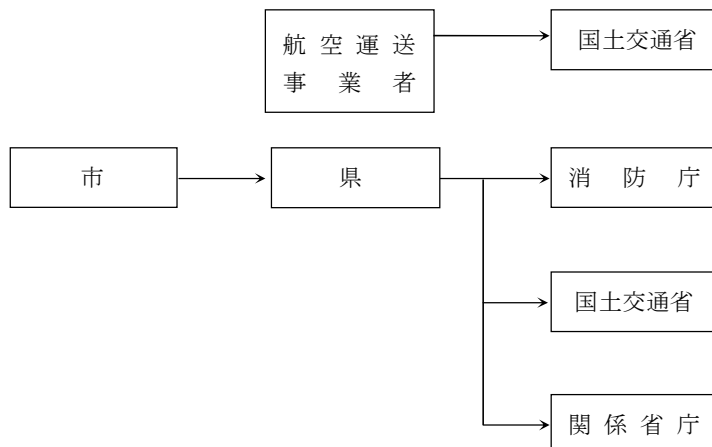
災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

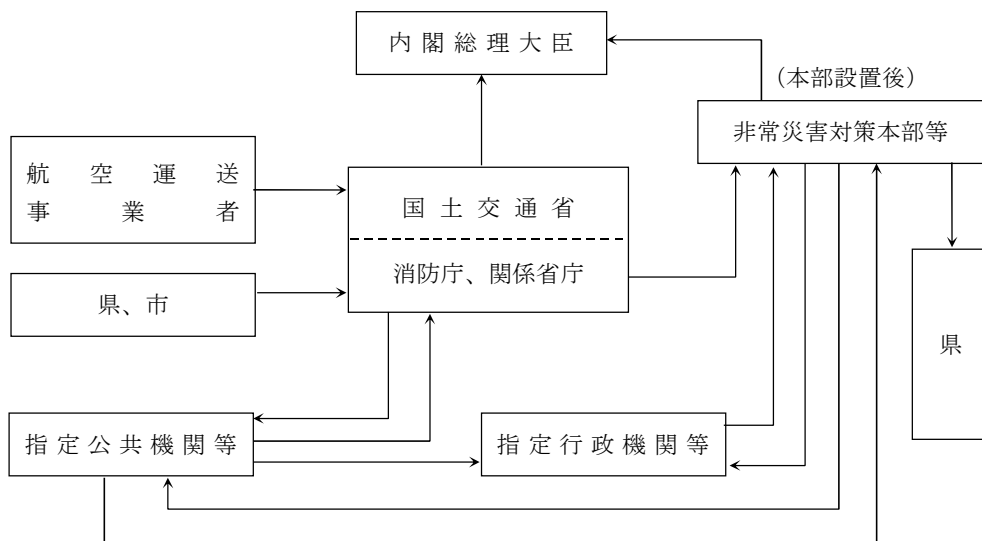
多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、風水害編第3章第7節「救助・救急・医療活動」において定めるところにより、医療救急活動を実施する。

航空災害における連絡体制

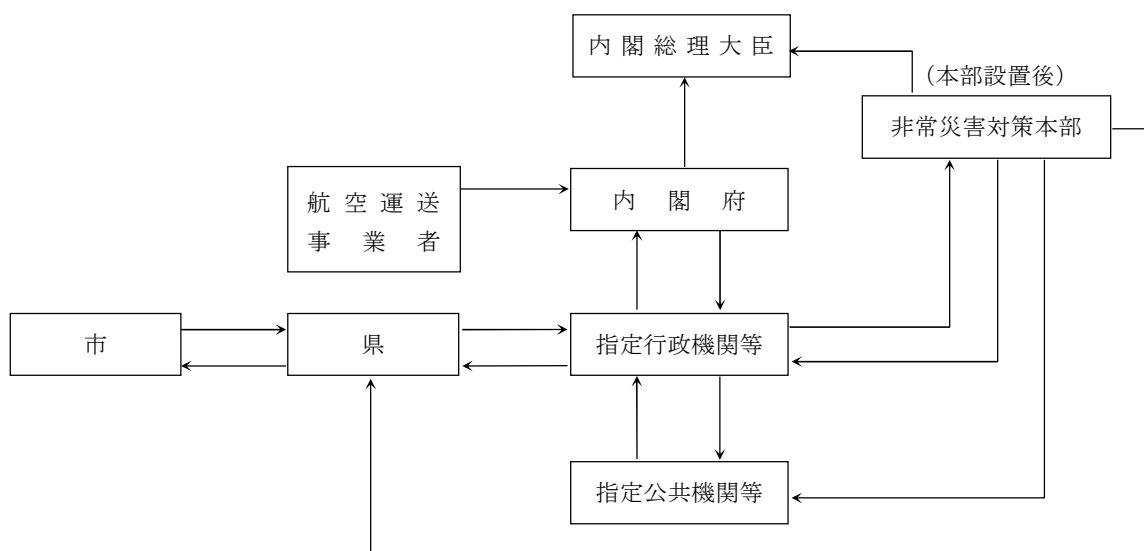
(1) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



道路災害対策編

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第2 主な取組み

- 1 自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化する。
- 2 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するために、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。
- 3 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等により被災した場合に備え、関係各機関と相互支援等の応急体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

【道路管理者が実施する計画】

- (1) 気象庁等による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から関係機関との連携を強化しておく。
- (2) 道路利用者に気象警報を迅速に提供するための体制を図る。
- (3) 道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。

2 道路（橋梁を含む）の整備

自然災害・事故等が発生した場合、道路（橋梁を含む）は、落石、法面崩落、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として、道路管理者は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る。

【道路管理者が実施する計画】

- (1) それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (2) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう道路の拡幅等整備を図る。

3 災害応急体制の整備

自然災害・事故等により、道路（橋梁を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れるおそれがあるため、関係機関との協力体制を整備する。

4 関係者への的確な情報伝達体制の整備

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動を行う。また必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最上限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。
- 2 被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。
- 3 市による応急復旧が困難な場合は、応援協定により応援要請を行う。
- 4 負傷者の救急・救助等を実施する。
- 5 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 6 応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

【市が実施する計画】

- (1) パトロール等による巡視の結果や通報により入手した情報を、速やかに県、関係各機関へ通報する。
- (2) 被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかにパトロールを実施するとともに、道路情報モニター等から情報収集に努める。
- (2) 道路管理者はパトロール等の結果、災害の発生又はおそれのある場合は、速やかに県、市、関係各機関へ連絡する。また、市や県、関係各機関から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力する。

2 救急・救助活動

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

【市が実施する計画】

風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

【道路管理者が実施する計画】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

3 応急活動の実施

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を行う

【市が実施する計画】

市は、行政区内の道路（橋梁を含む）の被害について、速やかに県に報告し、関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

【道路管理者が実施する計画】

道路管理者は、路上障害物除去、緊急輸送道路確保等の応急活動を実施する。また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

4 関係機関の協力体制の確立

関係機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

【市が実施する計画】

市は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

【道路管理者が実施する計画】

道路管理者は、パトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに市へ報告する。また、市等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互い協力して、より効果的な人員資材の運用に努める。

5 関係者への情報伝達活動

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配慮し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

6 道路（橋梁を含む）の応急復旧活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

【市が実施する計画】

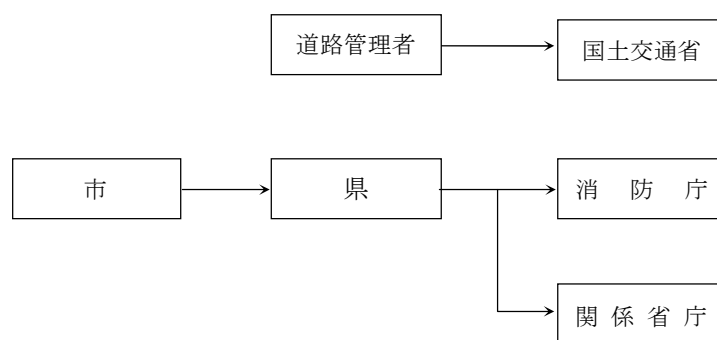
パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

【関係機関が実施する計画】

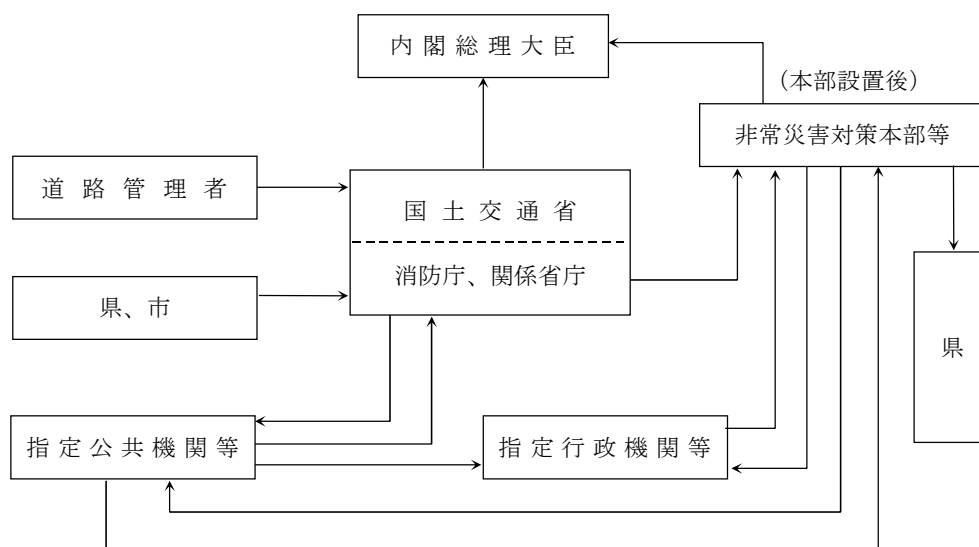
- (1) 県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施する。((社)長野県建設業協会)
- (2) パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。(地方整備局、中日本高速道路(株))

道路災害における連絡体制

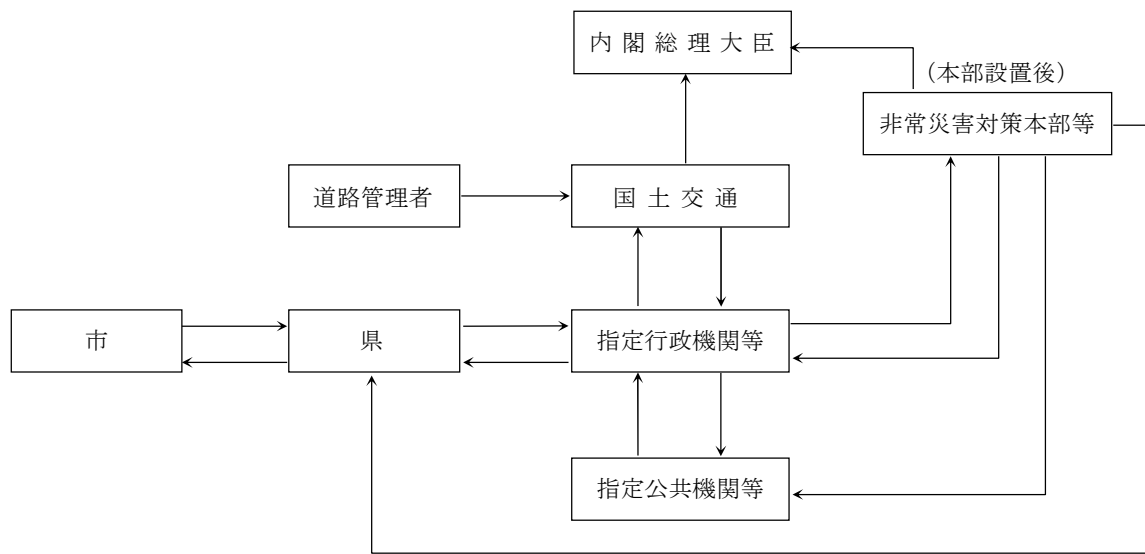
(1) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



鉄 道 災 害 対 策 編

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第 1 節 災害予防計画

第 1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

踏切道における自動車との追突、置石等による列車脱線などの外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

第 2 主な取組み

- 1 市、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良、鉄道施設周辺の安全を確保するため必要な対策を講じる。
- 2 市は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。
- 3 市及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 4 市及び鉄道事業者は、鉄道災害における災害応急体制の整備を図る。

第 3 計画の内容

1 鉄道施設・設備の整備・拡充等

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害が更に拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる必要がある。

(1) 踏切道の保守・改良

【市、関係機関（道路管理者及び東日本旅客鉄道(株)）が実施する計画】

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期する必要がある。

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- ア 踏切道の立体交差
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

(2) 鉄道施設周辺の安全の確保

【市が実施する計画】

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施などの土砂災害対策を講じるものとする。

(3) 被害の拡大を防止するための事前の措置

【市が実施する計画】

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

【東日本旅客鉄道(株)等が実施する計画】

ア 東日本旅客鉄道(株)及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努める。

イ 事故の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

2 災害応急体制の整備

大規模事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を図る。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連絡体制を確立する。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

【市及び東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある置石、落石等を発見した場合には、必要に応じて相互に連絡をとりあうための連絡体制を、事前に確立するものとする。

(2) 救助・救急・消火活動のための体制の整備

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携強化を図る。

【市が実施する計画】

風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

ア 事故発生時直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。

イ 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整

備に努めるとともに、市、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。

ウ 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。

(3) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

【市が実施する計画】

ア 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

イ 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

【関係機関が実施する計画】

医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制を図るものとする。

(4) 緊急輸送活動のための体制の整備

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

【市及び道路管理者が実施する計画】

市及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努めるものとする。

(5) 防災訓練の実施

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

【鉄道事業者が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、県及び市の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(6) 事故復旧への備え

【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救護活動を行う。また、鉄道事業者は、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する。

第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集する。
- 2 被害の状況に応じて、市は応援協定等による応援要請並びに、県に対し自衛隊の派遣の要請を行う。
- 3 負傷者の救急・救助活動等を実施する。
- 4 鉄道事業者は、代替交通手段を確保する。
- 5 被災家族、一般住民等に対する的確な情報伝達を実施する。

第3 活動の内容

1 発生直後の情報収集・連絡

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する。

【市及び東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

- (1) 大規模鉄道事故が発生した際に、初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集連絡する。
- (2) 市及び東日本旅客鉄道(株)は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡をとり合う。
- (3) 発見又は連絡に基づき、市は直ちに、警戒体制の強化、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。
- (4) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じるものとする。

2 活動体制及び応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える。

- (1) 被害拡大防止及び活動体制の確立

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 事故が発生したときは、列車防護等応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努めるものとする。
- イ 事故が発生したときは、必要により現地対策本部を設ける。
- ウ 列車の脱線、線路の故障等により、輸送に著しく影響を及ぼすおそれがある

る事故が発生した場合は、必要により対策本部を設ける。

(2) 広域応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、市は広域応援を要請し、また他の市町村からの要請に応じて応援を行う。

【市が実施する計画】

ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他市町村に応援を求めるものとする。

イ 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整えるものとする。

(3) 自衛隊派遣要請

【市が実施する計画】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救助・救急・消火活動

市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

【市が実施する計画】

風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

4 代替交通手段の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

(1) 他路線への振替輸送

(2) バス代行輸送

(3) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

5 関係者等への情報伝達活動

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

(1) 被災者家族等への情報伝達活動

【市及び東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

市及び東日本旅客鉄道(株)は相互に緊密な連絡をとりあいながら鉄道事故の状

況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

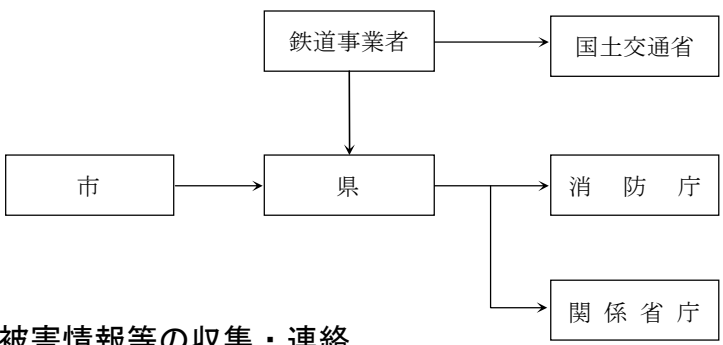
(2) 一般住民への情報伝達活動

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

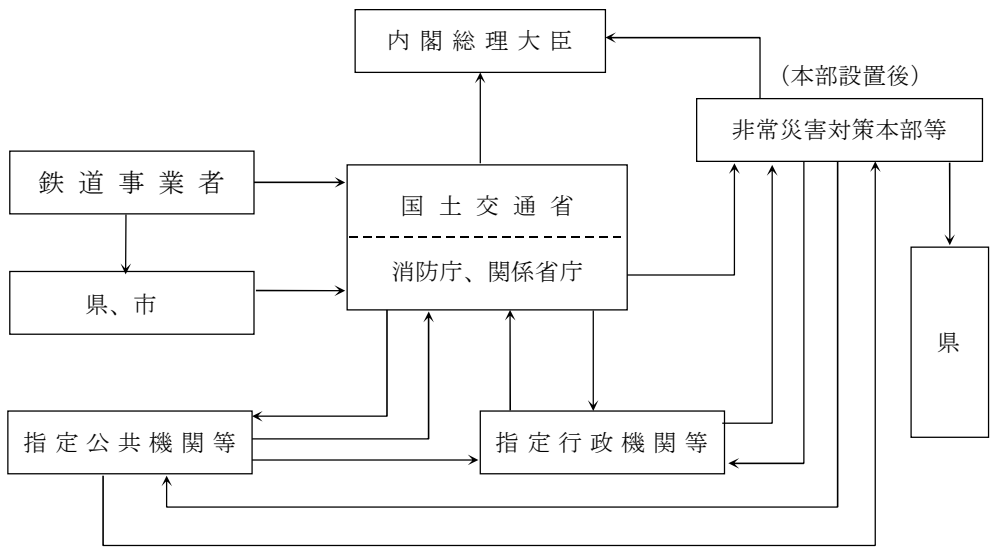
東日本旅客鉄道(株)は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

鉄道災害における連絡体制

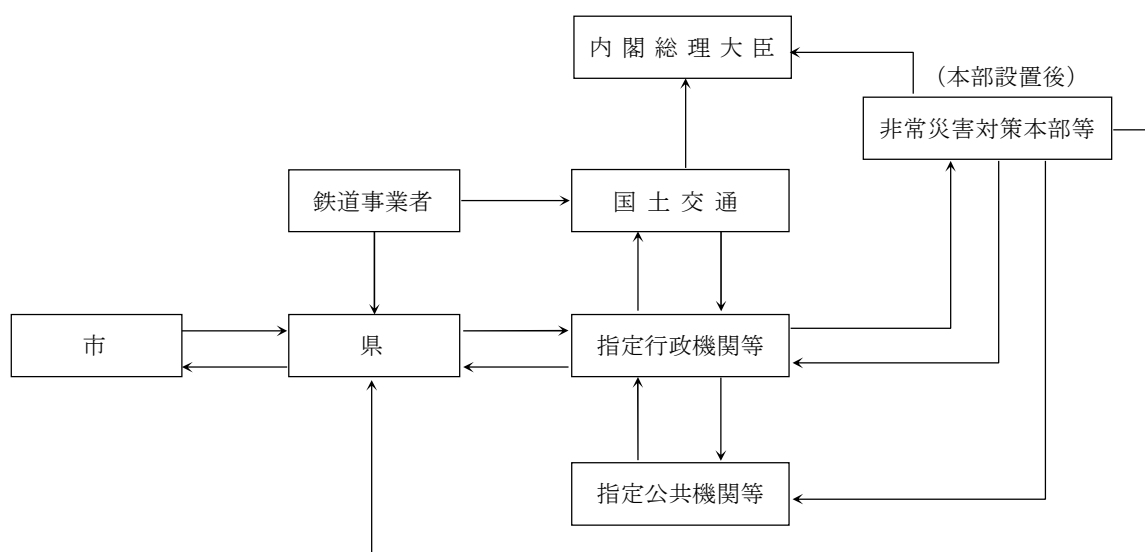
(1) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



危険物等災害対策編

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における安全性の確保を図る。
- 2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 3 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

- (1) 規制及び指導の強化

【市が実施する計画】

ア 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

- (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
- (イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

- (2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

【事業所（危険物取扱事業所）が実施する計画】

ア 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるも

のとする。

イ 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。

ウ 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を推進する。

【市が実施する計画】

(1) 消火資機材の整備促進

諏訪広域消防諏訪消防署は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図るものとする。

(2) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導するものとする。

(3) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

関係機関との連携を強化するものとする。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を推進する。

【市が実施する計画】

(1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導するものとする。

(2) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

【関係機関（河川管理者）、事業所（水道事業者、危険物等施設の管理者）が実施する計画】

(1) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。

(2) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。

(3) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備するものとする。（水道事業者）

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

危険物等施設に大規模な事故（タンクローリー等の横転事故を含む）が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、市及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 主な活動

- 1 効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。
- 2 災害時の被害拡大防止のため、危険物等の応急対策を実施する。
- 3 負傷者等が発生した場合は、救急・救護活動を実施する。
- 4 危険物等が河川へ大量流出した場合は、被害の拡大防止を図る。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

【市が実施する計画】

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

【事業所が実施する計画】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡する。

2 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

【市が実施する計画】

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立するものとする。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険

物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物管理者が実施する対策に掲げる項目について指導するものとする。

(4) 負傷者等が発生した場合の対応

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

【危険物施設の管理者が実施する計画】

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。

(2) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(3) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(4) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

ア 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み・オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

イ 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(5) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 危険物等大量流出時における応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。

【市が実施する計画】

(1) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び拡大防止措置を行う。

(2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

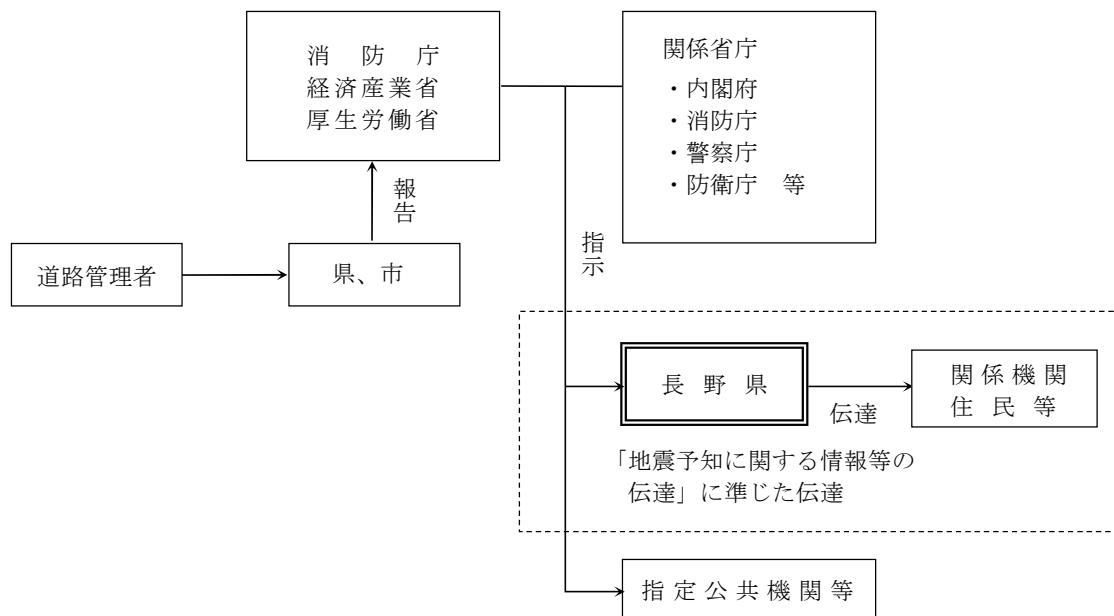
(3) 環境モニタリングを実施する。

【河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等が実施する計画】

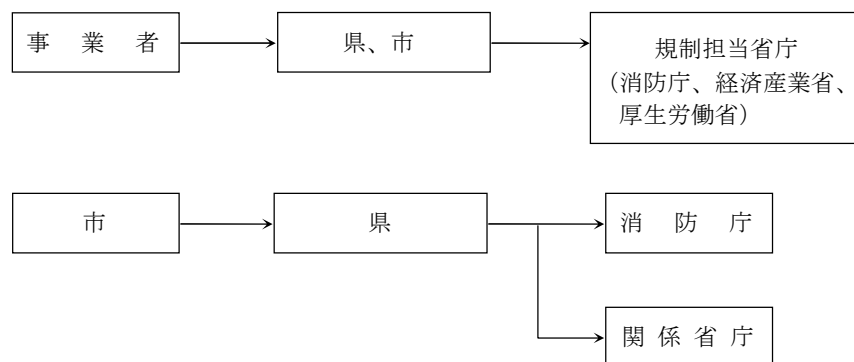
- (1) 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。(河川管理者、危険物等施設の管理者等)
- (2) 危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健福祉事務所等関係機関に通報するものとする。(危険物等施設の管理者等)
- (3) 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。(水道事業者)

危険物災害における連絡体制

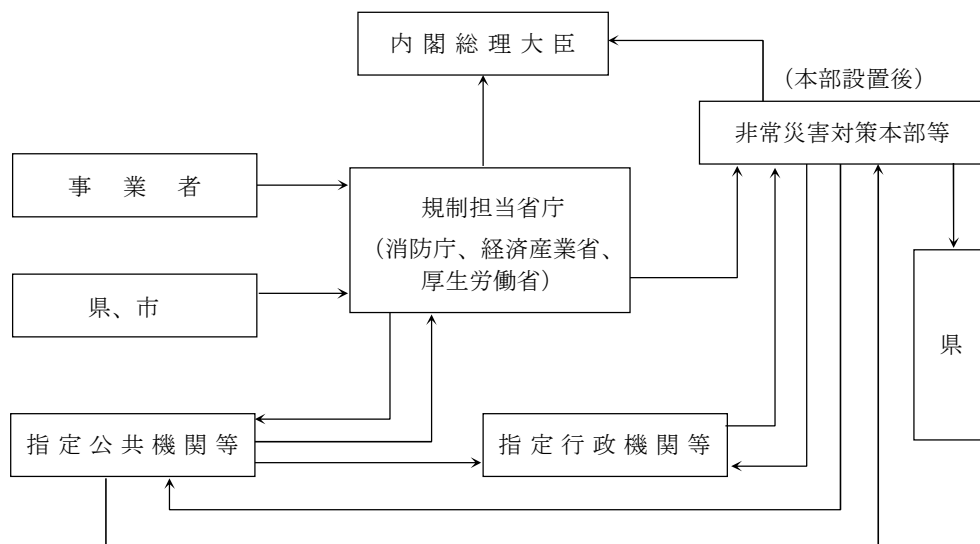
(1) 危険物等事故情報の連絡



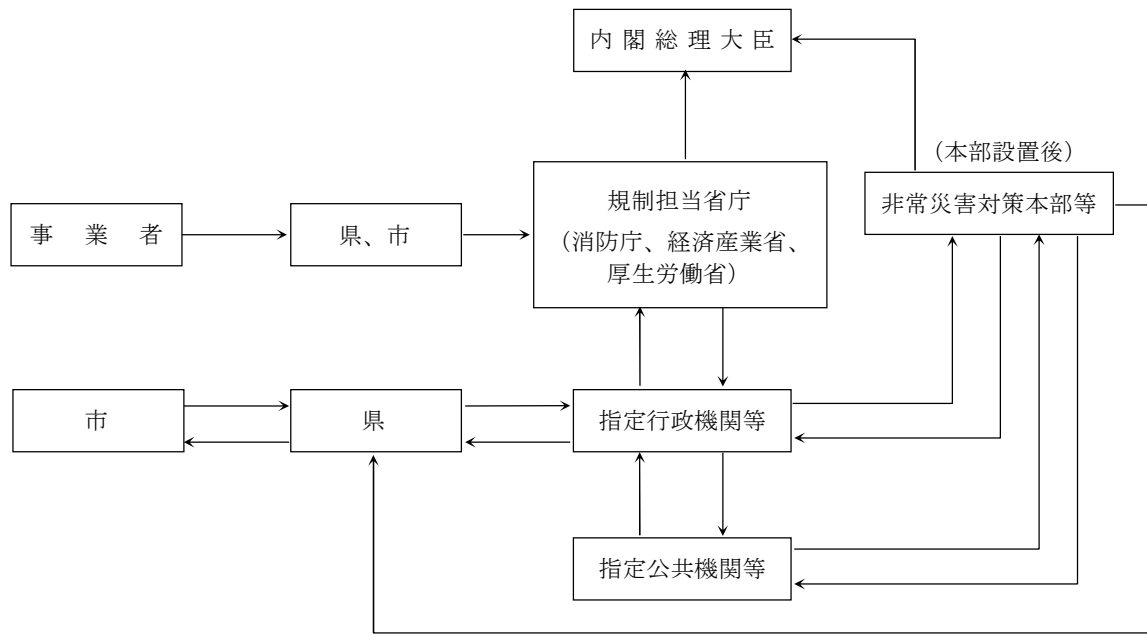
(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、諏訪市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

大規模な火事災害対策編

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

建築物の高層化、住宅地の密集化により、市街地における火災は大規模化する危険性がある。このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強い安心安全なまちづくりを推進する。

第2 主な取り組み

- 1 大規模な火事災害に強い安心安全なまちづくりを推進する。
- 2 火災に対する建築物の安全化の推進を図る。
- 3 消防用資機材、活動体制、関係機関との連絡体制の等の整備を推進する。

第3 計画の内容

1 大規模な火事災害に強いまちの形成

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強い安心安全なまちづくりを行う。

【市が実施する計画】

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から市域及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定める。
- (3) 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (4) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (5) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

【市が実施する計画】

- (1) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。
- (2) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。
- (3) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し防火に備える。
- (4) 防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設

備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施を促進する。

- (5) 文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

3 活動体制の整備等

風水害対策編第2章第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり、消防用資機材、活動体制、関係機関との連絡体制等の整備を推進する。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

なお、本節では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第3 計画の内容

1 消火活動

【市が実施する計画】

- (1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

- (2) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

- (3) 応援要請等

ア 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される緊急

等の必要があると認めるときは、風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」により他の消防機関に対する応援要請等を行う。

イ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

【住民が実施する計画】

住民は火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

2 救助・救急活動

【市が実施する計画】

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

【住民が実施する計画】

住民、事業所及び自主防災組織等は、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

3 避難誘導活動

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

【市が実施する計画】

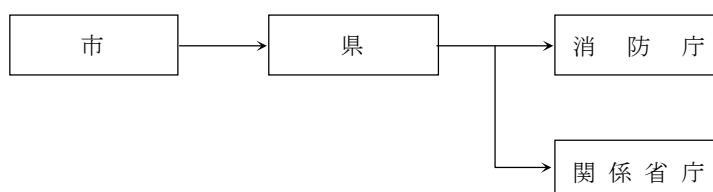
庁舎、社会福祉施設、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

【建物の管理者等が実施する計画】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

4 大規模な火事災害における連絡体制

(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報などの収集・連絡



林 野 火 災 対 策 編

第 1 節 災害予防計画

第 1 基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第 2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画の確立を図る。
- 2 気象に関する情報、災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 3 林野火災に対する活動体制を整備する。

第 3 計画の内容

1 林野火災対策計画の確立

関係機関と堅密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

【市が実施する計画】

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防御鎮圧要領
- (3) 資機材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

【市が実施する計画】

(1) 防火思想の普及

防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図

る。

(2) 林野所有（管理）者に対する指導

ア 火の後始末の徹底

イ 防火線・防火樹帯の設置

ウ 自然水林の活用による防火用水の確保

エ 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。

オ 火災多発期における見回りの強化

カ 消火のための水の確保等

(3) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

3 林野火災防止のための情報収集体制の整備

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

【市が実施する計画】

(1) 気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

4 林野火災に対する活動体制の整備等

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

【市が実施する計画】

(1) 情報の収集。連絡関係

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じ、県防災ヘリコプターを要請し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 林野火災発生時における職員の非常参照体制及び応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

(3) 消火活動関係

諏訪広域消防岡谷消防署、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消火水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

ア 消防訓練において、自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取り扱いに関する講習などを実施する。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第2 主な取組み

- 1 気象状況等により林野火災の発生の恐れがある場合、警戒活動を実施する。
- 2 関係機関が連携して消火活動を実施するとともに、火災の拡大の恐れがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 林野火災の警戒活動

林野火災の発生のおそれがある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

【市が実施する計画】

- (1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時機、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。
- (2) 火入れ、たき火、喫煙などの制限
 - ア 気象状況が悪化し林野火災発生の恐れがある場合は、入山者等に火を使用しないよう要請する。
 - イ 長野地方気象台からの気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。
 - ウ 火災警報の住民及び入山者への周知は、防災行政無線、防災メール、防災ラジオ、諏訪市行政チャンネルを通じ、周知徹底する。

2 林野火災の情報収集

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

【市が実施する計画】

- (1) 職員を災害現場へ派遣し、無線機等により現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。
- (2) 災害の状況によっては、県消防防災ヘリコプターによって偵察の要請を行う。

3 活動体制の確立

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

【市が実施する計画】

- (1) 災害情報の収集・連絡体制
 - ア 職員の災害現場への派遣及び情報収集行う。
 - イ 消防本部からの県への火災即報の送信を行う。
- (2) 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

【林野所有（管理）者等が実施する計画】

- (1) 林野所有（管理）者等は、消防機関の消火活動が円滑にかつ効果的に実施できるよう支援を行う。
- (2) 林野所有（管理）者等は初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

4 消火活動

被害の拡大を最小限に食い止めるため、関係機関が連携して消火活動を実施する。

地上からの消火活動に加え、火災の拡大の恐れがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

【市が実施する計画】

- (1) 林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。
- (2) 林野火災の発生場所、風光及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討する。
 - ア 出動部隊の出動区域
 - イ 出動順路と防御担当区域
 - ウ 携行する消防機材及びその他の器具
 - エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
 - オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
 - カ 応急防火線の設定
 - キ 救急救護対策
 - ク 住民等の避難
 - ケ 空中消火の要請
 - コ 通行規制

(3) 空中消火の要請

ア 広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領」により、申請する。

イ 広域消防活動のため、自衛隊の派遣を要請するときは、風水害対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣活動」により、知事に要請する。

ウ 「長野県林野火災空中消火実施要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火を実施する。

5 二次災害防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流出、山腹・斜面の土砂崩落、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

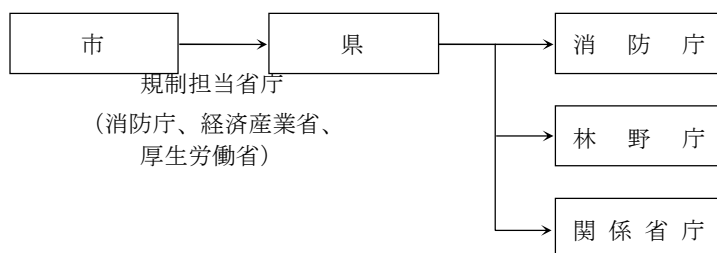
【市が実施する計画】

(1) 危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

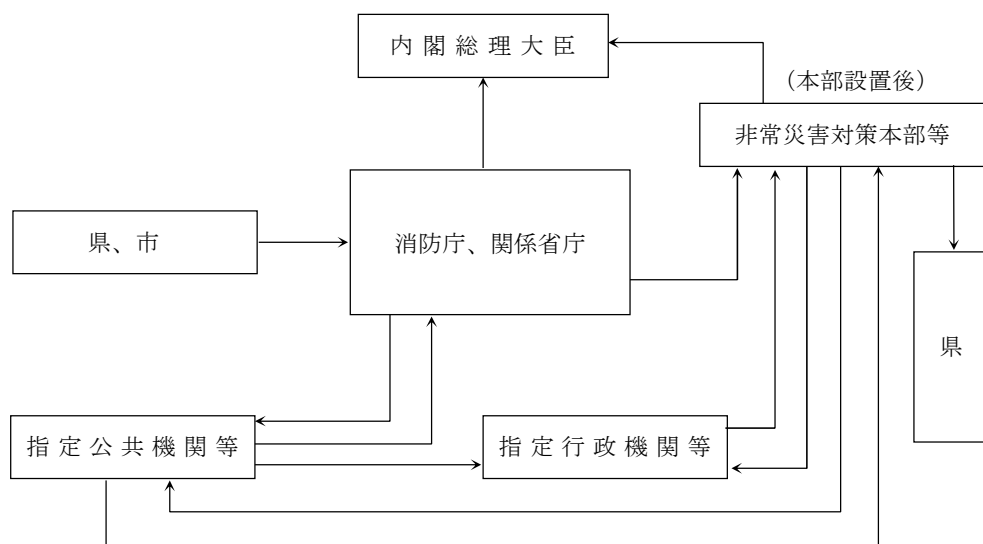
(2) 緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

6 林野火災における連絡体制

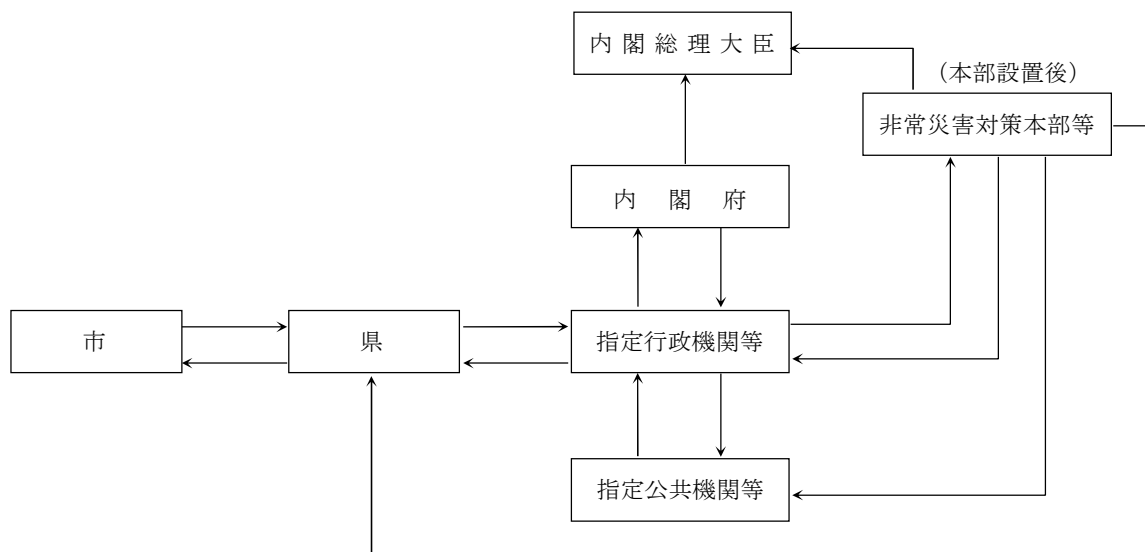
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



原子力災害対策編

第1節 総 則

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、国、県の各防災関係機関、原子力事業者及び市が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

第2 定 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「放射線障害防止法」という。)第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2)「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3)「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4)「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5)「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6)「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7)「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

第3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、諏訪市防災会議が作成する「諏訪市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。なお、この計画(原子力災害対策)に定めのない事項については、「諏訪市地域防災計画(風水害対策編、地震対策編)」による。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力発電所から概ね半径5km）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね30km）」にも含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急時防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。こうした経過を踏まえ、次の各号に掲げる事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において放射性物質等による緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき、またそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

- (1) 国内の原子力施設の事故による災害
- (2) 周辺国の原子力施設の事故による災害
- (3) 核燃料物質等輸送中の事故による災害

第6 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集及び県との連絡体制を確保し、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第7 実施責任(実施責任と処理すべき事務又は業務)

1 市

住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

3 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

第8 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。

- (1) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (2) 環境放射線モニタリング等に関すること。
- (3) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (4) 健康被害の防止に関すること。
- (5) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (6) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (7) 汚染物質の除去等に関すること。
- (8) その他、原子力防災に関すること。

2 原子力事業者(中部電力(株)、東京電力(株)等)

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- (8) 汚染物質の除去に関すること。

第2節 災害に対する備え

第1 基本方針

市は、災害発生時の放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3節に掲げる災害応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

(1) 平常時のモニタリング

市は、県と相互に連携しながら、災害発生時の影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを計画的に実施する。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動

ア 広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

イ 放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家を施設管理者等の同意を得て、退避所及び避難所とするよう努める。

(3) 健康被害の防止

ア 市は、県と相互に連携しながら、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

イ 国、県等から市の災害時備蓄医薬品(安定ヨウ素剤)配布の指示に対応するため準備体制を整えておく。

(4) 知識の普及と啓発

住民・事業所等への普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び原子力事業者等の協力を得て、住民・事業所等に対して、次の各号に掲げる原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

イ 原子力災害とその特殊性に関すること。

ウ 放射線による健康被害、放射線防護に関すること。

エ 原子力災害時に県・市等が行う対策(対応)に関すること。

オ 原子力災害時の避難形態(屋内退避、避難)に関すること。

カ 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

(5) 原子力防災に関する訓練の実施

市は、防災訓練等において、必要に応じて原子力災害対応防災訓練を実施する。

(ア) 緊急時モニタリング訓練

(イ) 緊急被ばく医療訓練

(ウ) その他、必要な訓練

第3節 災害応急対策計画

第1 基本方針

市は、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、防災関係機関と連携して、迅速的確な応急対策を実施する。

なお、大規模災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2 情報の収集・連絡活動

1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 隣接県等に立地する原子力発電所で特定事象が発生した場合、県及び関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、事故の状況、放射性物質の拡散状況等の情報収集活動を実施し、市内への影響について判断する。
- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、市は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法）に係るに緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民の屋内退避・避難等の状況及び国、所在県、県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市が行う応急対策について必要な調整を行う。
- (4) 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- (5) 市は、必要に応じ情報連絡のため各避難所等との通信手段を確保する。

2 情報の伝達

(1) 迅速・的確な情報の伝達

市は、原子力事業所の事故により放射性物質の拡散又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれがあるときは、利用可能なあらゆる通信手段を活用し、住民に迅速、的確に情報を伝達する。

(2) 伝達する情報

提供すべき情報は、情報の発信元を明示し、事故の状況、避難の必要性、住民がとるべき行動、モニタリングの観測値等を広報する。

(3) 情報提供の継続

状況に変化がない場合においても情報を定期的に発信し、情報の空白時間をなくして住民の不安を払拭する。

(4) 情報提供の留意事項

ア 国、県、関係機関と相互に連携し、情報を共有化し情報の一元化を図り、住民に情報を伝達する。

イ 災害時要援護者及び一時滞在者等に、確実に情報が伝わるよう十分に配慮

を行う。

(5) 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、放射線に関する相談窓口を設置し、住民等からの健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等の問い合わせに対応する。

(6) 風評被害の未然防止

市は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害の未然防止及び軽減を図る。

第3 活動体制

1 市の活動体制

(1) 警戒対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき。

イ 組織

諏訪市災害対策本部条例に定める組織に準用するところによるほか、次の

表

による。

組 織

段階の説明	レベル	災害対応	
		参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。または、市長が必要と認めたとき。	【3】	・企画部本部室員 ・配備検討会構成員 ・土木対策部土木庶務班 ・経済対策部農政班 ・防災対策部の係長以上の職員	警戒対策本部 ・副市長 ・教育長 ・全部長 ・対策本部事務局 ・本部連絡員

ウ 所管事務

風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」第3活動の内容2活動体制を準用するほか、次の表による。

事 務

担当部	班名	事務分掌
企画部	本部室	・避難経路の設定、避難誘導に関すること。
	財政班	・市域外避難時の避難車輛の確保に関すること。
総務部	総務班	・職員の被爆管理に関すること。
市民対策部	現地班	・汚染除去作業
	環境班	・放射能モニタリングの実施及び収集データの管理に関すること。 ・放射性物質による汚染調査に関すること。 ・県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
福祉対策部	社会福祉班	・災害時用援護者の安否確認に関すること。
	健康推進班	・緊急被爆医療に関すること。 ・農林水産物の摂取制限に関すること。
経済対策部	農政班	・農林水産物の出荷制限に関すること。 ・県の実施する放射能濃度の測定に関する協力に関すること。
水道対策部	施設対策班	・県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
文教対策部	文教庶務班	・避難所等においての放射能モニタリングに関すること。

エ 警戒対策本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれなくなったと認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき。

イ 組織

諏訪市災害対策本部条例に定める組織に準用するところによるほか、次の表による。

組 織

段階の説明	レベル	災害対応	
		参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき。または、市長が必要と認めたとき。	【４】	・ 全職員	災害対策本部 ・ 市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ 全部長 ・ 対策本部事務局 ・ 本部連絡員

ウ 所管事務

警戒対策本部に準用する。

エ 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア) 市内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(イ) 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

第4 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

1 緊急時のモニタリング

(1) 市は、原子力事業所の事故が発生した場合、直ちに緊急時モニタリング（第1段階）を実施するとともに、県、原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの情報を収集し、その結果をとりまとめて住民に速やかに公表する。また防災関係機関に必要なに応じ連絡する。

(2) 緊急時モニタリングの実施要領

区 分		内 容	測 定 箇 所
緊急時モニタリング	第1段階	・原子力事業所の事故の直後から開始 ・正確性より迅速性を重視	適宜
	第2段階	・事故の状態がある程度予測でき、放射線の放出が停止又は減少しているときに実施 ・正確性を重視	避難所等

(3) 市は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

2 放射性物質濃度の測定

(1) 市は県が実施した放射性物質濃度の測定（水道水、降下物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜水産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等）の結果を、住民に速やかに公表する。

(2) 市は県が実施する放射性物質濃度の測定が円滑に行われるよう協力する。また必要に応じて放射能濃度測定器を有する機関等に測定を依頼する。

第5 健康被害防止対策

市は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 屋内退避及び避難誘導

(1) 市は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 防災行政無線、広報車などによる広報

イ 消防団の消防車等による広報活動

ウ 教育委員会等を通じた小中学校への連絡

エ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

オ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 市は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、災害時要援護者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所を開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 予想線量(単位：mSv)		防 護 対 策 の 内 容
外部被ばくによる実効線量	・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

2 市域外避難

市は、市域外に避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。この際、県に対して避難先の調整及び輸送ルート調整を要請する。

3 避難所の開設・運営

風水害対策編第3章第12節「避難収容及び情報提供活動」第3活動の内容に準用する。

第7 緊急輸送活動

風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」に準用するほか、次による。

- 1 市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、各交通輸送事業者及び県、他市町村等に対して人員、車両等の支援を要請する。
- 2 各交通輸送事業者等の輸送能力を超える場合及び迅速な避難が必要な場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。
- 3 避難者の輸送に当たっては、県公安委員会及び警察等から交通情報の提供を受ける。

第8 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

市及び水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種：I-131)
飲料水	300 ベクレル／キログラム以上 (乳児は100ベクレル／キログラム以上)
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜・芋類を除く)	
	2,000 ベクレル／キログラム以上

(原子力安全委員会防災指針、厚生労働省通知より)

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
牛乳	50 ベクレル／キログラム以上
一般食品	100 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上

(厚生労働省令及び告示より)

第9 県外からの避難者の受入れ活動

1 緊急的な一時受入れ

- (1) 必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、提供するとともに必要な災害救助を実施する。
- (2) 受入れに当たっては、放射線の影響を受けやすい者及びその保護者を優先する。

2 短期的な避難者の受入れ

- (1) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れに準じて市の施設で対応する。
- (2) 市の施設で受入れが困難な場合、県と協議の上、市内のホテル・旅館等を市が

借り上げて、避難所とする。

3 中期的(6ヶ月から2年程度)な避難者の受入れ

- (1) 避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。
- (2) 必要に応じて、民間賃貸住宅を市が借り上げ、2年間を限度に応急仮設住宅として提供する。
- (3) 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等の定住支援を行う。

4 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市は、市内に避難を希望する避難者に対しては、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。
- (2) 市は、県を通じて避難者に関する情報を避難元県及び避難元市町村に対して情報を提供する。
- (3) 市は、県から提供された避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報及び県・市が実施する避難者支援に関する情報を避難者に提供する。

5 広域避難活動

市は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

第4節 災害からの復旧・復興

第1 基本方針

市は、復旧・復興対策を行うため、国、県、原子力事業者、関係機関等と連携しながら、必要な復旧・復興対策を行う。

第2 活動の内容

1 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 各種制限措置の解除

市は、県及び市が行う災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行う。

3 緊急時モニタリング(第2段階)の実施と公表

市は、県及び関係機関と協力して緊急時モニタリング(第2段階)を行い、その結果を速やかに住民に公表する。

4 風評被害の軽減

市は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するため、国、県、関係機関等と協力して、農林水産業、地場産業等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を積極的に行う。

5 健康相談体制

市は、心身の健康に関する相談窓口を開設し、相談に応じるとともに、正確な情報を提供して、住民等の不安軽減を図る。

第5節 核燃料物資等輸送事故災への対応

第1 基本方針

市は、核燃料物資等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第2節 災害に対する備え」「第3節 災害応急対策計画」「第4節 災害からの復旧・復興」に準用する。

第2 活動の内容

1 原子力事業者及び原子力事業者から燃料物資等の運搬を委託された者の対応
運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- (1) 県、国、警察及び消防機関への迅速な通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置
- (4) モニタリングの実施
- (5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (6) 核燃料物質による汚染拡大の防止及び除去
- (7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (8) その他放射線障害防止のために必要な措置

2 警察の対応

- (1) 事業者と相互に協力し、人命救助、避難誘導、交通規制等の措置の実施するために必要な体制の整備
- (2) 県や市等防災関係機関に対する通報、連絡体制の整備

3 消防機関の対応

- (1) 事業者と相互に協力し、火災の消火、救助、救急等の措置の実施するために必要な体制の整備
- (2) 市や防災関係機関に対する通報、連絡体制の整備